

〈調査概要〉

対象機関；産科を有する県内11病院、18診療所、8助産所

調査内容；平成18年1月1日から12月31日に分娩を行った者の内、未受診妊婦数(分娩までにどの医療機関においても妊婦健診を受けたことのない妊婦)及び受診時の状況、胎児の状態

1. 未受診妊婦数について

総数(人)	(内訳)		
	病院	診療所	助産所
16	15	1	0
100.0%	93.8%	6.2%	0.0%

H18年の分娩件数11,531件の内、分娩まで1回も妊婦健診を受けたことのない妊婦は16名(0.14%)である。

2. 妊婦の年齢について

	15～19歳	20～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳以上	合計(人)
調査	2(12.5%)	1(6.2%)	4(25.0%)	6(37.5%)	3(18.8%)	16
H18年全出生	183(1.6%)	1,214(10.6%)	3,399(29.6%)	4,629(40.3%)	2,051(17.9%)	11,476

未受診妊婦の年齢は10代の割合が12.5%と、H18年の奈良県の出生数における母の年齢割合の1.6%と比べて約8倍と高い。

3. 分娩時の妊娠週数について(周産期;妊娠22週以降)

	22～36週	37～41週	42週以上	不詳	合計(人)
調査	3(18.8%)	6(37.5%)	1(6.2%)	6(37.5%)	16
H18年全出生	615(5.4%)	10,772(93.9%)	85(0.7%)	4(0.03%)	11,476

未受診妊婦の場合、36週以下の早産がH18年の奈良県の出生数の5.4%に比べて約3倍と高い。

4. 分娩経過について

異常あり	異常なし	合計(人)
11(68.7%)	5(31.3%)	16

約70%の分娩異常があった。

5. 未受診理由について

a.経済的理由	b.妊娠を知らなかった	c.望まない妊娠	d.その他	e.不詳	合計(件)
5(31.3%)	1(6.2%)	2(12.5%)	6(37.5%)	2(12.5%)	16

*その他
・忙しい(仕事、育児など)

未受診の理由としては経済的理由が多い。

6. 死産数

死産数(胎)
1(6.2%)

7. 児の体重について

	～1,500g	～2,000g	～2,500g	～3,000g	3,000g～	不詳	合計(人)
調査	2(12.5%)	0(0.0%)	1(6.2%)	8(50.0%)	5(31.3%)	0(0%)	16
H18年全出生	80(0.7%)	139(1.2%)	891(7.8%)	4,468(38.9%)	5,897(51.4%)	1(0.01%)	11,476

低出生体重児(2,500g未満)が3人(18.7%)と多い。特に、極低出生体重児(1,500g未満)が2人(12.5%)と、H18年の奈良県の出生数(0.7%)と比べて約18倍と高い。

妊婦一般健康診査 市町村実施状況 (公費負担回数)

	市町村名	H18年度		H19年度	
		実施回数		実施回数	
		一般世帯	非課税世帯	一般世帯	非課税世帯
1	奈良市	1	2	2	3
2	大和高田市	1	2	2	3
3	大和郡山市	1	2	2	2
4	天理市	1	2	3	3
5	橿原市	1	2	3	3
6	桜井市	1	2	1	2
7	五條市	1	1	2	2
8	御所市	1	2	1	2
9	生駒市	1	2	2	3
10	香芝市	1	2	1	3
11	葛城市	1	2	1	2
12	宇陀市	2	2	2	2
13	山添村	2	2	2	2
14	平群町	1	1	1	1
15	三郷町	1	3	1	3
16	斑鳩町	1	2	1	2
17	安堵町	1	2	1	2
18	川西町	1	2	1	2
19	三宅町	1	1	1	1
20	田原本町	1	2	1	2
21	曾爾村	1	2	1	2
22	御杖村	1	1	2	3
23	高取町	1	1	1	1
24	明日香村	3	3	5	5
25	上牧町	1	2	1	2
26	王寺町	1	2	1	2
27	広陵町	1	2	1	2
28	河合町	1	2	1	2
29	吉野町	1	1	1	2
30	大淀町	1	2	3	3
31	下市町	1	1	1	1
32	黒滝村	1	1	3	3
33	天川村	1	1	5	5
34	野迫川村	1	1	1	1
35	十津川村	1	1	1	1
36	下北山村	1	1	1	1
37	上北山村	1	1	5	5
38	川上村	1	1	1	1
39	東吉野村	1	2	1	2
実施回数	1回実施	36	14	24	8
	2回実施	2	23	8	18
	3回実施	1	2	4	10
	4回実施	0	0	0	0
	5回実施	0	0	3	3

妊婦健康診査公費助成について

1. 厚生労働省「妊婦健康診査の公費負担」について

(1) 厚生労働省「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」の通知

(平成19年1月16日付け厚生労働省母子保健課長より)

- ・ 妊婦健康診査の公費負担については、14回程度行われることが望ましいと考えられる。
- ・ 財政厳しい折、上記の公費負担が困難な場合、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容については、少なくとも次の5回と考えられることから、経済的理由等により受診をあきらめる者を生じさせないため、これを基本として5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられる。

(①妊娠8週前後、②妊娠20週前後、③妊娠24週前後
④妊娠30週前後、⑤妊娠36週前後)

(2) 厚生労働省母子保健課「妊婦健康診査にかかる通知の発出について」の通知

(平成19年1月17日付け厚生労働省母子保健課母子保健係担当より)

- ① 地方交付税措置においては、「妊婦健診を含む地域の子育て支援のための措置」として総額で示されており、妊婦健康診査部分のみの積算単価・回数は示されていない。
- ② 妊婦健康診査の公費負担は、自治体の実情に応じてご検討いただくものであり、今回の通知は公費負担を義務づけたものではないので、誤解なきようお願いいたします。

2. 総務省「(市町村) 予算編成の基本的考え方」について

(平成19年1月22日付け総務省自治財政局財政課長より)

- ・ 「子育て支援事業」については、「新しい少子化対策について」(平成18年6月少子化社会対策会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策の重点的な取組や妊産婦健康診査費用の助成拡充、地域における子育て力の強化等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。

○従来からの財政措置(平成19年度)

妊婦健診・乳幼児健診、妊産婦及び乳幼児の保健指導・訪問指導事務に要する人件費、報償費・需用費等・委託料

【※普通交付税算入額(県内市町村合計)約580百万円】

○平成19年度からの拡充措置

妊婦健診の充実、児童虐待対策の充実、障害児保育の充実など自治体の創意工夫を活かした地域の子育て支援策等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する経費

【※普通交付税算入額(県内市町村合計)約457百万円】

平成19年度合計額 約1,037百万円

未受診妊婦解消に向けての対応策（案）の提示

1. 経済的負担の軽減

初回健診受診料の公費負担

対象：非課税世帯

妊娠判定のための受診料を公費負担する市町村への補助
(負担割合 県1/2、市町村1/2)

2. 思春期保健対策の充実

保健所を中心とした思春期保健対策の取組

母体保護の必要性等健全な母性の育成のため、教育委員会と連携し、思春期を対象とした健康教育に取り組む

3. 相談窓口「妊娠110番」の設置

「妊娠中の過ごし方がわからない」「妊娠してから気が滅入る」「分娩が心配」「望まない妊娠で悩んでいる」「未婚なのに妊娠したかもしれない」「妊娠したことを誰にも言えない」「子どもが欲しいけれどもできない」等、妊娠や不妊に関する全ての悩みや不安について、電話で気軽に相談できる体制を整備するため、相談窓口「妊娠110番」を設置
(日本助産師会奈良県支部に委託等)

4. かかりつけ医についての啓発

「妊娠かな??と思ったら、まず受診!!」キャンペーンの実施

①HP、広報誌への掲載、ちらし・ポスター等の作成

②母子保健強調月間(10月)の取組

マスコミ・企業等とのタイアップによるキャンペーン

実施

5. 国への要望

①妊婦一般健康診査公費負担回数増のための地方交付税措置等

本年度、「子育て支援事業」として、妊婦健診費用の助成拡大、児童虐待防止対策の充実、障害児保育の充実など自治体の創意工夫を活かした地域の子育て支援策に要する経費について地方交付税措置が拡充されたところである。

しかし、今回の地方交付税措置の拡充は、総合的な少子化対策の推進という幅広い目的のための措置であり、市町村においてはすでに地域子育て支援センター等の運営、児童虐待防止ネットワークの構築や病児・病後児保育・障害児保育の拡充等各種事業に取り組んでおり、妊婦健診5回分の公費負担を行ううえにおいて十分な措置とはいえないため、更なる地方交付税措置の拡大を要望
また、妊婦の初回健診の公費負担について財政措置を要望

②健診費用・分娩費用に対する医療保険の適用

妊娠から出産に関する経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診費用及び分娩費用に対する医療保険の適用を要望

③全国レベルでの受診勧奨キャンペーンの実施